

犯罪捜査に関する訓令

昭和 37 年 1 月 11 日
本部訓令甲第 1 号

〔沿革〕

昭和 37 年 5 月本部訓令甲第 9 号、40 年 6 月第 6 号、41 年 2 月第 2 号、4 月第 5 号、7 月第 11 号、42 年 2 月第 1 号、11 月第 26 号、44 年 8 月第 14 号、12 月第 19 号、46 年 2 月第 3 号、47 年 3 月第 6 号、51 年 3 月第 1 号、8 月甲第 8 号、54 年 8 月第 16 号、55 年 8 月第 12 号、56 年 2 月第 2 号、59 年 3 月第 5 号、60 年 3 月第 2 号、61 年 3 月第 3 号、62 年 3 月第 4 号、63 年 3 月第 4 号、平成元年 3 月第 2 号、2 年 3 月第 1 号、3 年 3 月第 4 号、4 年 6 月第 12 号、7 月第 13 号、5 年 11 月第 15 号、6 年 3 月第 7 号、9 年 3 月第 5 号、10 年 2 月第 1 号、第 2 号、11 年 3 月第 8 号、12 年 3 月第 7 号、8 月第 16 号、10 月第 19 号、14 年 3 月第 6 号、6 月第 15 号、15 年 3 月第 3 号、16 年 1 月第 1 号、2 月第 4 号、3 月第 8 号、17 年 3 月第 2 号、18 年 11 月第 20 号、19 年 3 月第 2 号、7 月第 13 号、第 14 号、20 年 3 月第 3 号、8 月第 9 号、21 年 3 月第 4 号、第 8 号、22 年 3 月第 1 号、23 年 2 月第 2 号、24 年 3 月第 3 号、7 月第 7 号、9 月第 9 号、25 年 3 月第 5 号、26 年 3 月第 1 号、第 5 号、第 8 号、5 月第 11 号、27 年 3 月第 5 号、7 月第 9 号、12 月第 15 号、28 年 3 月第 3 号、11 月第 13 号、29 年 7 月第 8 号、30 年 2 月第 2 号、3 月第 3 号、5 月第 9 号、令和元年 7 月第 4 号、2 年 3 月第 2 号、4 月第 4 号、3 年 3 月第 4 号、4 年 3 月第 5 号、第 9 号、8 月第 16 号、11 月第 17 号、12 月第 18 号、5 年 9 月第 13 号、6 年 2 月第 4 号改正

(概要)

犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）の実施について必要な細目を定めたものである。